## 岩手県医療局管理規程第13号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月26日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程(昭和35年岩手県医療局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(病院の組織)					(病院の組織)				
第3条 病院に、次の表に掲げるところにより、部、センター					第3条 病院に、次の表に掲げるところにより、部、センター				
、室及び科を置く。					<b>置及</b> で	び科を置く。			
(1)	[略]			(1)	)	[略]			
(2) 中央病院以外の病院				(2)	) 1	中央病院以外の	の病院		
	センター	室	科			センター	室	科	
	[略]					[略]			
		[略]					[略]		
		感染管理室(大					感染管理室( <u>宮</u>		
		船渡病院、胆沢					<u>古病院、</u> 大船渡		
		病院、中部病院					病院、胆沢病院		
		、久慈病院、磐					、中部病院、久		
		井病院、南光病					慈病院、磐井病		
		院、釜石病院、					院、南光病院、		
		二戸病院及び千					釜石病院、二戸		
		厩病院に限る。					病院及び千厩病		
		)					院に限る。)		
		[略]					[略]		
2~4 [略]					2~4 [略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。